

炭火焙煎を標ぼうするコーヒーの製造販売業者3社に対する排除命令について

平成20年12月10日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社トーホー、富永貿易株式会社及び宮崎県農協果汁株式会社の3社（以下「3社」という。）が販売する炭火焙煎を標ぼうするコーヒーに係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、3社に対して、排除命令（別添1ないし3排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社トーホー	神戸市東灘区向洋町西五丁目9番	代表取締役 上野 裕一
富永貿易株式会社	神戸市中央区御幸通五丁目1番21号	代表取締役 富永 章義
宮崎県農協果汁株式会社	宮崎県児湯郡川南町大字川南20016番地3	代表取締役 羽田 正治

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

3社は、炭火焙煎を標ぼうするコーヒーを自ら又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、中元用カタログ又は商品の容器に、それぞれ別表のとおり記載することにより、あたかも、当該商品の原材料として用いられたコーヒー豆は炭火で焙煎したもののみであるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の大部分又は過半については、原材料として用いられた炭火で焙煎したコーヒー豆の割合が60パーセント又は70パーセントを下回るものであった。

(2) 排除措置の概要

ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所取引課 電話 092-431-6031（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

1 株式会社トーホー

商品名	表示期間 (表示媒体)	表示内容	実 際
炭火焙煎リキッド コーヒー (平成18年5月 ころまでは「炭火 焙煎リキッドアイ スコーヒー」)	平成16年6月 ころから同年9 月ころまで (中元用カタログ)	「炭火焙煎リキッドアイスコーヒー」, 「Sumibibaisen Liquid Ice Coffee」及 び「長崎県産『対馬原木』木炭を使用 し、「こく」と「うまみ」を引き出した、 こだわりのアイスコーヒー。」と記載す るとともに、「炭火焙煎」と商品パッケ ージに記載した商品の写真を掲載。	炭火焙煎リキッド コーヒーの大部分 については、原材料 として用いられた 炭火で焙煎したコ ーヒー豆の割合が 60パーセントを 下回るものであっ た。
	平成17年6月 ころから同年9 月ころまで (中元用カタログ)	「炭火焙煎リキッドアイスコーヒー」, 「Sumibibaisen Liquid Ice Coffee」及 び「長崎県産『対馬原木』木炭を使用 し、「こく」と「うまみ」を引き出した、 こだわりのアイスコーヒー。」と記載す るとともに、「素晴らしいコクと香り、 炭焼ならではのほのかな苦みも絶妙 な、本格的リキッドコーヒーです。」及び 「炭火焙煎」と商品パッケージに記載 した商品の写真を掲載。	
	平成18年6月 ころから同年9 月ころまで (中元用カタログ)	「炭火焙煎リキッド」、「長崎県産『対 馬原木』木炭を使用し、「こく」と「う まみ」を引き出した、こだわりのアイ スコーヒー。」及び「炭火焙煎リキッド コーヒー」と記載するとともに、「炭火 焙煎 すみびばいせん」、「対馬原木炭 使用」及び「炭火焙煎によりコクとう まみを引き出した、本格的リキッドコ ーヒーです。」と商品パッケージに記載 した商品の写真を掲載。	
	平成19年6月 ころから同年9 月ころまで (中元用カタログ)	「炭火焙煎リキッド」、「長崎県産『対 馬原木』木炭を使用し、コクと旨味を 引き出したこだわりのアイスコーヒ ーです。」及び「炭火焙煎リキッドコ ーヒー」と記載するとともに、「炭火焙 煎 すみびばいせん」、「対馬原木炭 使用」及び「炭火焙煎によりコクとう まみを引き出した、本格的リキッドコ ーヒーです。」と商品パッケージに記載 した商品の写真を掲載。	
	平成20年6月 ころから同年7 月ころまで (中元用カタログ)	「炭火焙煎/リキッドコーヒー」と記 載するとともに、「炭火焙煎 すみび ばいせん」、「対馬原木炭使用」及び「炭 火焙煎によりコクとうまみを引き出 した、本格的リキッドコーヒーです。」と 商品パッケージに記載した商品の写 真を掲載。	

2 富永貿易株式会社

商品名	表示期間 (表示媒体)	表示内容	実 際
神戸居留地 炭焼コーヒー	平成16年4月 ころから平成2 0年4月ころま で (商品の容器)	【前面】 「炭焼」と記載 【後面】 「炭焼コーヒー」と記載	神戸居留地炭焼コ ヒーの大部分に ついては、原材料と して用いられた炭 火で焙煎したコー ヒー豆の割合が7 0パーセントを下 回るものであった。
	平成20年5月 ころから同年7 月ころまで (商品の容器)	【前面及び後面】 「炭焼珈琲」と記載 【左側面】 「世界各国から厳選したコーヒー豆 をじっくり丁寧に炭火で焙煎。炭焼の 豊かな香りにミルクのマイルド感を 加えた上品な味わいです。」と記載	

3 宮崎県農協果汁株式会社

商品名	表示期間 (表示媒体)	表示内容	実 際
サンA炭焼コーヒー	平成16年5月 ころから平成1 9年12月ころ まで (商品の容器)	【前面】 「CHARCOAL COFFEE」 及び「炭焼コーヒー」と記載 【後面】 「厳選された炭火焙煎の豆を使用し た、本物志向のブレンド珈琲です。 炭焼コーヒー独特の深い味わいと香 り高い風味をお楽しみ下さい。」と記 載	サンA炭焼コーヒ ーの大部分及びサ ンA&デーリィ炭 焼コーヒーの過半 については、原材 料として用いられ た炭火で焙煎した コーヒー豆の割合 が70パーセント を下回るものであ った。
サンA&デーリィ 炭焼コーヒー	平成20年1月 ころから同年7 月ころまで (商品の容器)	【前面及び後面】 「炭焼」及び「CHARCOAL R OAST」と記載 【左側面】 「厳選された炭火焙煎の豆を使用し たブレンド珈琲です。炭焼コーヒー独 特の深い味わいと香り高い風味をお 楽しみください。」と記載	

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 （省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2 及び 3 （省略）